一関市環境基本計画

2027-2036

令和９年３月

一関市

市長挨拶は調整中

目次

過去10年間の環境に関する世界と国内の動向　・・　1

第１章　計画の基本的事項

1　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・　4
2　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
3　計画の推進主体　・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第２章　基本目標

1　計画の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
2　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第３章　施策と取組

施策体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
基本目標１　地球温暖化対策　・・・・・・・・・・　10
基本目標２　資源循環　・・・・・・・・・・・・・・　13
基本目標３　自然共生　・・・・・・・・・・・・・・　15
基本目標４　環境保全　・・・・・・・・・・・・・・　19
基本目標５　環境教育　・・・・・・・・・・・・・・　21

第４章　推進体制と進行管理

1　施策の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・　23
2　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　指標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

資料編

1　一関市環境基本条例　・・・・・・・・・・・・・　26
2　計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・　31
3　環境に関する市民の意識　・・・・・・・・・・・　33

過去10年間の環境に関する世界と国内の動向

1　地球温暖化対策に関する動き

1）地球温暖化が進み世界の平均気温が１度以上上昇

平成27（2015）年にCOP21（気候変動枠組条約締約国会議）においてパリ協定が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げた。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書（令和５（2023）年３月公表）によると、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がなく、産業革命前（1850～1900年）を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したことを報告した。

2）国の地球温暖化対策の動き

国では、パリ協定に定める目標を踏まえ、令和２（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

また、地球温暖化による気候変動の影響に対応して、被害の防止や軽減を図るため、平成30（2018）年６月に気候変動適応法を施行した。

※本市では「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを令和３（2021）年２月に宣言し、「一関市地球　温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」「地域気候変動適応計画」を令和５（2023）年３月に策定した。

2　資源循環に関する動き

1）循環経済（サーキュラーエコノミー）の世界的潮流

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

国連環境計画国際資源パネル（UNEP IRP）の「世界資源アウトルック2024」では、資源材料採掘及び加工の増加は、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55％以上、陸域の生物多様性の損失と水不足の要因の90％以上、粒子状物質による健康影響の最大40％を占めており、気候変動を1.5℃未満に抑止する目標をはるかに超過すると指摘した。

資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

2）国の資源循環に関する動き

令和３（2021）年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策の基本的な考えとして、「３Ｒ＋Renewable（再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高める）」をはじめとする循環経済への移行を加速させていくことが明記された。

海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応策を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層推進し、包括的な資源循環体制を強化するため、令和４（2022）年４月にプラスチック資源循環促進法が施行された。

令和６（2024）年８月には第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、循環経済への移行を前面に打ち出した。

さらに、令和６（2024）年５月に再資源化事業等高度化法が成立し、令和７（2025）年２月に基本方針、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等の一部の規定が施行された。

既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に廃棄物等の適正処理に力点を置き、再生材の質・量を向上する施策が不十分であることから、製品製造業等が求める高品質な再生材の安定的な供給を目的として制定された。

3　生物多様性に関する動き

1）生物多様性保全の数値目標の明確化

生物多様性保全については、平成５（1993）年12月に国際的な枠組みである生物多様性条約が発効されて以降、平成７（1995）年10月に生物多様性国家戦略の制定、平成22（2010）年10月に国際会議で愛知目標（具体的な20の目標）が設定されるなど、制度の整備や意識の向上が図られたものの、自然の状態には改善が見られなかった。

令和４（2022）年12月の国際会議において、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、抽象的で達成状況の評価が困難であると評価された愛知目標を、2030年までにネイチャーポジティブ（自然の損失を止め回復軌道に乗せる）を目指し、具体目標として30by30（陸と海のそれぞれ30％を保全地区にする）を掲げた。

同年度に、国は生物多様性国家戦略（2023-2030）を策定し、30by30を達成するため自然共生サイト（取組によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定を創設した。

※生物多様性保全とは、多様な生き物とその繋がりを守り、その恵みを持続的に利用しながら、自然と共生する社会をつくること。一関市の場合は、特に里地里山を指す。

2）クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人身被害が過去最多

令和７（2025）年度のクマ等による人身被害は、令和５（2023）年度の被害（198件219人、うち死亡事故６件）を上回り、214件236人、うち死亡事故13件に上っている（令和７（2025）年12月速報値）。

被害の深刻な状況を受けて、令和６（2024）年４月にクマ類（ヒグマ、ツキノワグマ）が、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして指定管理鳥獣に追加され、あわせて「クマ被害対策パッケージ」が関係省庁により取りまとめられた。

令和７（2025）年９月には、クマ等が人の生活圏に出没する事例が増加していることを受けて、人命に危険が及ぶ緊急時に市町村長の判断で銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。

第１章　計画の基本的事項

１　計画の位置づけ

１）目的

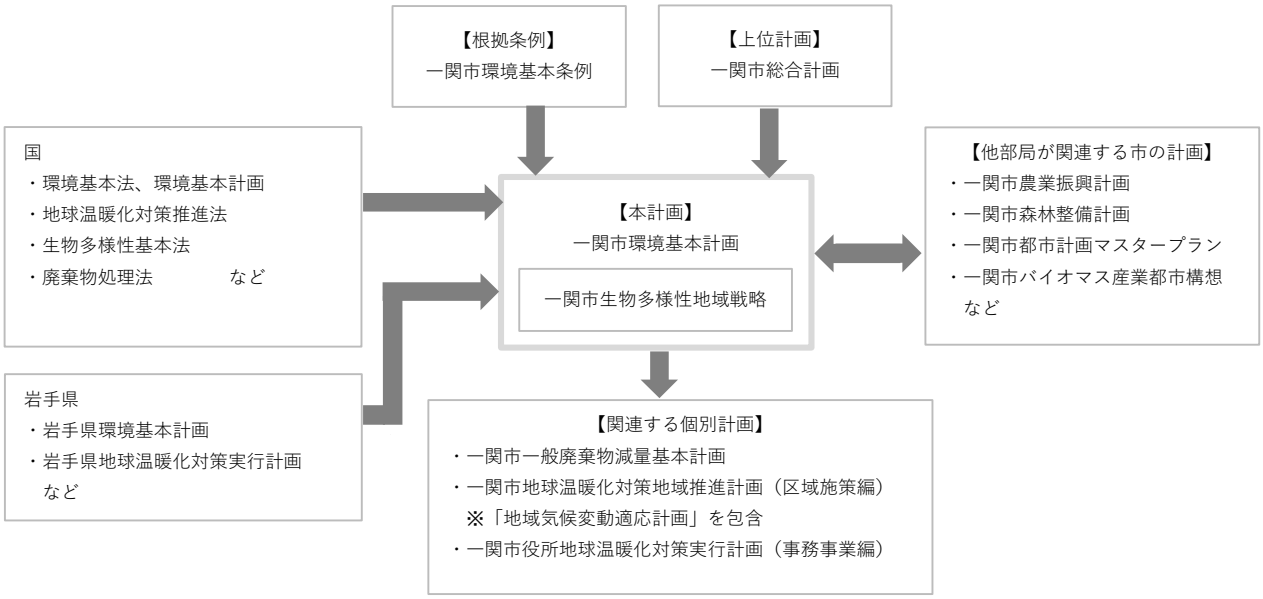
一関市環境基本計画（以下「本計画」という）は、「一関市環境基本条例」第８条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を定めるものです。

・環境の保全及び創造に関する目標
・環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
・上記のほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

２）関連計画との関係

・本計画は、上位計画である「一関市総合計画」を環境面から推進するための基本指針であるとともに、環境分野の上位計画として位置づけます。
・「生物多様性基本法」に基づく「一関市生物多様性地域戦略」を本計画に位置づけます。
・環境に関する個別計画は、本計画を環境分野の基本的な方向性を示す上位計画として、その内容を踏まえて策定します。

▸一関市環境基本計画の位置づけ



3）計画の対象範囲

「環境」という言葉は、自然環境、教育環境、住環境などのように、幅広い範囲の意味を持ちます。本計画では、環境基本法における環境の考え方を踏まえ、環境への負荷や環境の状態との関係が特に深い分野を対象とします。関連する分野については、他の計画との役割分担を明確にし、相互に連携して取り組みます。

▸対象とする環境の設定

項目	主な対象
生活環境	公害（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭）
自然環境	生態系、野生生物、自然景観
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、種の減少
循環型社会	廃棄物、リサイクル、資源循環
環境負荷	排出ガス・化学物質等による環境負荷、環境負荷を生じさせるような産業活動
環境学習	教育、学習、普及啓発

2　計画の期間

令和９（2027）年度から令和18（2036）年度まで

なお、本計画における指標の現状値は、計画策定時点で把握できる直近（令和６（2024）年度）の数値を設定します。

また、指標及び目標値については、一関市総合計画との整合性を図るため、令和12（2030）年度を目標年度として設定します。今後、環境審議会における意見や各種計画の策定・改定状況を踏まえ、必要に応じて目標値を見直します。

3　計画の推進主体

一関市環境基本条例第３条の基本理念にのっとり、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて主体的に取り組むとともに、互いに連携を図りながら目標達成を目指すものとします。

各主体の役割は次のとおりです。

＜第３条　基本理念（抜粋）＞

- 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

▸市

基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

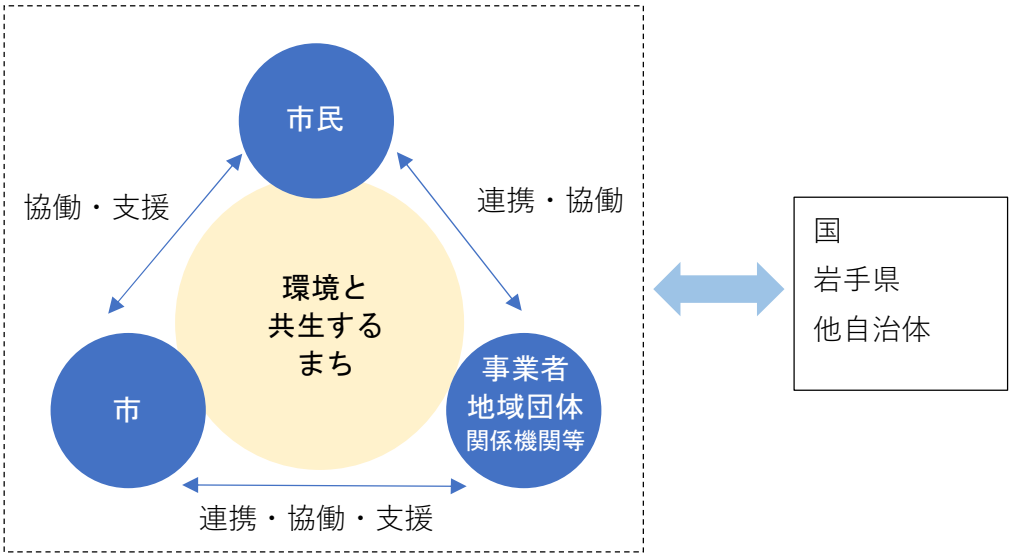
▸事業者

基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有します。

また、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、協力する責務を有します。

▸市民

基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し協力する責務を有します。



第２章　計画の目標

１　一関市の将来像

一関市総合計画で掲げる将来像及び基本目標を踏まえ、環境分野における大目標として「環境と共生するまち」を掲げます。

一関市総合計画で掲げる将来像

「ひとりひとりが輝く　挑戦し続けるまち　いちのせき」

➡　将来像を実現するための基本目標

「いちのせきで「くらす」・「つどう」暮らしやすさを感じる「まちづくり」」

➡　基本目標を達成するための**環境分野における大目標**

「環境と共生するまち」

➡　大目標を達成するための中目標

「持続可能な脱炭素社会の実現」「自然と資源の保全」

２　基本目標

将来像の実現に向けた基本的な方向性として、５つの基本目標を掲げます。

基本目標１	地球温暖化対策	2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて市民・事業者・市が一体となって取り組み、エネルギーの地産地消等を通じて地域内で経済が循環する、環境に配慮したまち
基本目標２	資源循環	みんなで廃棄物の排出量を抑え、３Ｒを積極的に推進し資源が循環するまち
基本目標３	自然共生	豊かな自然環境と生物多様性を守り、次の世代に引き継ぐまち
基本目標４	環境保全	みんなが安全・安心・快適な環境で暮らせるまち
基本目標５	環境教育	市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、行動できるまち

▶施策体系図

総合計画	
将来像	基本目標
ひとりひとりが輝く　挑戦しつづけるまち　いちのせき	大目標　環境と共生するまち **いちのせきで「くらす」・「つどう」暮らしやすさを感じる「まちづくり」**

基本目標	施策群
1　地球温暖化対策 2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて市民・事業者・市が一体となって取り組み、エネルギーの地産地消等を通じて地域内で経済が循環する、環境に配慮したまち	1-1　二酸化炭素排出量の削減 1-2　二酸化炭素の吸収量の増加 1-3　気候変動への適応
2　資源循環 みんなで廃棄物の排出量を抑え、３Ｒを積極的に推進し資源が循環するまち	2-1　廃棄物の発生抑制 2-2　循環経済への移行 2-3　災害廃棄物対策
3　自然共生 豊かな自然環境と生物多様性を守り、次の世代に引き継ぐまち	3-1　生態系の健全性の回復 3-2　自然を活用した社会課題の解決 3-3　農林業の持続的な発展
4　環境保全 みんなが安全・安心・快適な環境で暮らせるまち	4-1　環境汚染（公害）の未然防止 4-2　快適なまちづくり 4-3　放射性物質による汚染問題への対策
5　環境教育 市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、行動できるまち	5-1　環境教育の推進 5-2　環境に関する情報の発信

施策群ごとの取組	SDG s	関連する個別計画
1-1　省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの導入 1-2　適切な森林管理 1-3　暑熱対策		◇一関市地球温暖化対策地域推進計画 ◇（上記計画に内包）一関市気候変動適応計画
2-1　ごみの発生が少ない暮らし 2-2　分別した資源が新たな製品として生まれ変わる社会づくり 2-3　災害廃棄物の処理への備え		
3-1　里地里山の景観の保全 3-2　野生鳥獣との共生推進と鳥獣被害の防止 3-3　有機農業への取組		本計画に含まれる個別計画 ◇一関市生物多様性地域戦略
4-1　法令に基づく指導、対策と苦情への対応 4-2　地域の美化活動や不法投棄対策 4-3　放射性物質の監視・対策・情報提供の継続		
5-1　環境学習等の開催及び自然と接する機会の創出 5-2　環境に関する情報の発信		

基本目標１　地球温暖化対策

2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けてみんなが一丸となって取り組み、エネルギーとこれを生み出す費用が地域内で循環する、環境に配慮したまち

▶達成するための指標

施策群	指標 ［指標の根拠］	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
1-1	CO_2排出量 ［総合計画の指標：大目標］	万ｔ-CO_2	80.9 （令和４年度）	63.7 （令和10年度）	生活環境
	再生可能エネルギーの導入容量（累計） ［総合計画の指標：中目標］	kW	172.65	197.264	生活環境
1-2	燃料用木材の生産量 ［総合計画の指標：中目標］	BDt	77	150	林政推進
	Ｊ－クレジット発行量（累計） ［Ｊ－クレジット制度プロジェクト計画書］	t-CO_2	3,801	26,000 （令和13年度）	林政推進

▶関連する計画等

・一関市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）［生活環境課］
・一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）［生活環境課］
・地域気候変動適応計画［生活環境課］
・公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン［生活環境課］
・バイオマス産業都市構想［林政推進課］
・一関市森林整備計画［林政推進課］
・Ｊ－クレジット制度プロジェクト計画書［林政推進課］

１-１　二酸化炭素排出量の削減

〇省エネルギーの推進

市では、令和３（2021）年２月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでおり、産業・業務・家庭・運輸・廃棄物分野全体で2030年度に2013年度比46％の温室効果ガス削減を目標に掲げています。

一次エネルギー（石炭・石油・天然ガス）自給率が16.3％※と低い日本にとって、省エネルギーは重要な脱炭素対策の一つです。

温室効果ガス削減の目標を達成するには市民一人ひとりが家庭や職場で、できることから取り組むことが必要です。

一関市役所では、「一関市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、率先して省エネルギーに取り組みます。

※一次エネルギー自給率　出典「令和６年度（2024年度）におけるエネルギー需給実績（確報）　令和８年４月　資源エネルギー庁」

◇具体的な取組の例

・日常生活における省エネ行動の推進

〇再生可能エネルギーの導入

「公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン」により、公共施設への再生可能エネルギーの導入を積極的に進めます。

また、市民及び市内事業者の再生可能エネルギーの導入を進めるため、「一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」により、再生可能エネルギー設備導入に関して補助事業を行うなど市内全体の温室効果ガス削減に取り組みます。

◇具体的な取組の例

・太陽光発電設備設置費用に対する補助事業
・公共施設への太陽光発電設備設置
・薪ストーブ設置費用に対する補助事業

1-2　二酸化炭素吸収量の増加

〇適切な森林管理

市の面積の63.1％を占める森林は、重要な二酸化炭素の吸収源であることから、植林とともに間伐、下刈り等の適切な保育管理を行い、森林の二酸化炭素吸収機能の維持・向上を図ります。

また、森林整備を持続的に推進するため、令和６（2024）年度にＪ-クレジット制度※の認証を受け、その活用を通じて森林整備の継続的な実施と二酸化炭素吸収量のさらなる向上を図ります。

◇具体的な取組の例

・市有林Ｊ－クレジット創出事業
・自伐型林業推進事業

1-3　気候変動への適応

○暑熱対策

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の２つがあります。

「緩和策」は温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減する対策で、「適応策」は気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する対策です。

令和６年度からは、気候変動適応法第21条に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※及び涼みどころの指定を行っています。

このほか、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」（「一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」に包含）により、対応策を推進します。

◇具体的な取組の例

・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）および涼みどころの指定

※Ｊ-クレジット制度　　森林の整備・管理などによって吸収された二酸化炭素の量や、省エネルギーなどによって削減された温室効果ガスの量を、国が「クレジット」として認証する制度です。クレジットを活用することで、森林整備などの環境保全活動を継続的に進めることができます。

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）　　熱中症特別警戒情報発表期間中（県内全ての暑さ指数情報提供地点の翌日の最高暑さ指数WBGTが35に達する場合等）に、熱中症による健康被害を防止するため、暑さをしのぐ場所として自治体が指定する施設です。危険な暑さが見込まれる際に、冷房の効いた施設を一時的な休息場所として利用することができます。熱中症特別警戒情報発表期間外は、一定期間、涼みどころとして利用できます。

基本目標２　資源循環

みんなで廃棄物の排出量を抑え、３Ｒを積極的に推進し資源が循環するまち

▶達成するための指標

施策群	指標 ［指標の根拠］	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
2-1	一般廃棄物のリサイクル率 ［総合計画の指標：中目標］	%	16.6	17.5	生活環境
	一般廃棄物の１人１日当たりのごみ総排出量［一般廃棄物処理実態調査］	g／日	809	802	生活環境
	ごみ分別教室開催数（累計） ［実績値］	件	32	122	生活環境
2-2	計画収集におけるプラスチック製容器包装の回収量［一般廃棄物処理実態調査］	t	419	現状値と同じ	生活環境
	長期優良住宅認定率 ［総合計画の指標：中目標］	%	31.6	33.4	都市整備
	一関清掃センターリサイクルプラザ再生品抽選販売数［実績値］	件	664	750	生活環境

▶関連する計画等

・一関市一般廃棄物減量基本計画［生活環境課］
・一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画［一関地区広域行政組合］
・一関市災害廃棄物処理計画（一関市災害廃棄物処理マニュアル）［生活環境課］

２-１　廃棄物の発生抑制

〇ごみの発生が少ない暮らし

市内の一般廃棄物焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立残余容量のひっ迫などの課題があることから、家庭や事業所から排出される廃棄物の一層の減量化が求められています。

廃棄物の発生抑制を進めるためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が重要です。3Rとは、第1に廃棄物そのものの発生を減らすこと（リデュース）、第2に繰り返し使用すること（リユース）、第3にやむを得ず廃棄物となったものを再生利用すること（リサイクル）を指します。特に、廃棄物の発生そのものを抑えるリデュースは、3Rの中でも最も優先される取組です。

市では、使い捨て製品の使用抑制や食品ロスの削減など、廃棄物の発生抑制につながる取組について普及啓発を行い、市民や事業者が主体的に取り組める環境づくりを進めます。

◇具体的な取組の例

・生ごみ処理機器購入費用に対する補助事業

・食品ロスについて広報などを活用した啓発

2-2　循環経済への移行

〇分別した資源が新たな製品として生まれ変わる社会づくり

限りある資源を有効に活用し、環境負荷の低減と持続可能な経済社会の実現を図るためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済システムから、資源をできるだけ長く有効に利用し、廃棄物や資源投入を減らしながら資源の価値を生み出す「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が重要です。

サーキュラーエコノミーとは、製品の設計段階から資源の効率的な利用や再使用、修理、再製造、リサイクルを考慮し、資源投入量や廃棄物の発生を最小限に抑えながら、資源の価値をできるだけ長く維持していく経済システムです。

資源循環を進めるためには、リデュース・リユースを優先したうえで、やむを得ず発生する廃棄物について適切なリサイクルを推進することが必要です。

特に、日常生活や事業活動で幅広く利用されているプラスチックについては、資源として循環利用することが重要であり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえ、排出抑制や分別、再資源化を進める必要があります。

市では、平成28（2016）年度から小型家電回収や古着回収に取り組むなど、資源の循環利用を推進しています。今後も、市民・事業者との連携のもと、プラスチックをはじめとする資源の有効利用や再資源化を進め、資源の循環利用と廃棄物の発生抑制を図ります。

◇具体的な取組の例

・使用済み小型家電及びプラスチック製品のイベント回収

・リユース・リサイクルショップの紹介

2-3　災害廃棄物対策

〇災害で発生したごみ処理への備え

毎年のように全国各地で地震や大雨等による大規模な災害が発生しており、廃棄物処理施設の被災による生活ごみの処理の遅れや、大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題となっています。さらに、気候変動の進行に伴い、気象災害が頻発化・激甚化しており、甚大な被害がいつ発生してもおかしくない状況となっています。

当市では、「一関市災害廃棄物処理計画」に基づき、近隣自治体や事業者等との協定締結などにより連携を図りながら、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制整備を進めています。

◇具体的な取組の例

・仮置場候補地の設定

・協力・支援体制の整備として自治体・関係団体との協定締結

基本目標３　自然共生：包含する計画「一関市生物多様性地域戦略」

豊かな自然環境と生物多様性を守り、次の世代に引き継ぐまち

▶達成するための指標

施策群	指標 ［指標の根拠］	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
3-1	自治会等活動費総合補助金制度における「特定外来生物対策費」の活用自治会等の割合 ［「特定外来生物対策費」の活用実績値］	%	34.85	40.00	まちづくり推進
3-2	市および民有林の間伐面積（累計） ［一関市森林整備計画］	ha	281.67	12,250	林政推進
3-3	有機農業取組面積 ［一関地方有機農業実施計画］	ha	12.42 （令和５年度）	17.00 （令和10年度）	生産流通

▶関連する計画等

・一関市鳥獣被害防止計画［林政推進課］
・一関地方有機農業実施計画［一関地方有機農業推進協議会］
・一関市オーガニックビレッジ宣言［生産流通課］
・一関市森林整備計画［林政推進課］
・林業振興の推進に関する基本指針［林政推進課］

３-１　生態系の健全性の回復

○里地里山の機能保全

一関市には、山林と農地が調和した里地里山の風景が市内各地に残されています。里地里山は、集落とその周辺の二次林、農地、ため池、草原などから構成され、人の営みと自然との関わりの中で、多様な生きものの生息・生育環境が形成されてきました。

中学生アンケートでは、各地域の里山の自然や景観を将来にわたって残していきたいという意見が寄せられており、こうした市民の思いを大切にしながら、里地里山の機能保全を進めていくことが重要です。

そのため、市民一人ひとりが身近な自然に触れ、その価値や大切さを実感できる環境教育や自然体験の機会を設け、生物多様性への理解を深めます。

また、地域の自然環境を守るため、特定外来生物の防除（捕獲、採取、殺処分、被害防止装置の実施等）、生態系への影響を抑える取組を進めます。

◇具体的な取組の例

・自治会等活動費総合補助金制度「特定外来生物対策費」

3-2　自然を活用した社会課題の解決

○野生鳥獣との共生推進と鳥獣被害の防止

野生鳥獣は、生態系を構成する重要な存在である一方、ニホンジカやイノシシ等による農林業被害や、クマの市民の生活圏（市街地、集落、農耕地など）への出没など、市民の生活への影響が課題となっています。こうした背景には、人口減少による森林や農地等の管理不足や市民の生活圏の変化など、さまざまな要因が関係しています。

野生鳥獣との共生を図るためには、野生鳥獣の生息環境を保全するとともに、市民の生活圏への侵入を防ぎ、農林業被害や人身被害を抑える取組が重要です。また、森林の適切な管理を進めるとともに、森林と市民の生活圏との境界付近では、見通しのよい緩衝帯を確保するなど、人と野生鳥獣のすみ分けを図ることも重要です。そのため、市では「一関市鳥獣被害防止計画」に基づき、地域や関係機関と連携しながら、侵入防止対策や捕獲等による人身被害防止を進めます。

◇具体的な取組の例

・有害獣侵入防止柵設置事業

3-3　農林業の持続的な発展

○有機農業への取組

本市の主要な産業の一つである農林業は、土壌、水、空気などの自然の恵みを基盤としています。農林業が将来にわたって持続していくためには、その生産活動を支える豊かな自然環境や生物多様性を健全に保つことが重要です。

市では、一関地方有機農業推進協議会による「一関地方有機農業実施計画」の策定を受け、郷土への愛を未来へ引き継ぐ持続可能なまちづくりの実現を目指し、令和５（2023）年度に「一関市オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

また、森林については、「一関市森林整備計画」及び「林業振興の推進に関する基本指針」に基づき、森林の適切な整備を進め、森林の持つ生物の生息・生育環境の保全や水源涵養などの多面的な機能を維持しています。

こうした取組を通じて、農林業の持続的な発展と自然環境・生物多様性の保全の両立を図ります。

◇具体的な取組の例

・有機農業産地づくり推進事業

・有機農業振興対策事業

▶包含する個別計画「一関市生物多様性地域戦略」の基本的事項

「一関市生物多様性地域戦略」（以下、「本地域戦略」という。）は生物多様性基本法第13条に基づき、本市の生物多様性の保全に関する基本的な計画として定めるものです。本計画の第３章「基本目標３　自然共生」の内容をもって「一関市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

本市は、森林や河川、農地など豊かな自然環境に恵まれ、人の営みと自然が関わり合う中で形成されてきた里地里山の景観が市内各地に残されています。一方、人口減少や高齢化などにより、これまで人の手によって維持されてきた自然環境の管理が難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、本市の豊かな自然環境と生物多様性を将来にわたり保全し、人と自然が持続的に共生できる関係を築いていくため、「一関市生物多様性地域戦略」を策定します。

今後は、本地域戦略に基づき、本市の自然環境や生物多様性を取り巻く状況、課題の把握に努めながら、地域の実情に応じた保全の取組を検討し、関係者と連携・協力しながら、段階的に進めていきます。

計画期間　令和９（2027）年度から令和18（2036）年度　※環境基本計画と同様
対象区域　一関市全域

コラム

生物多様性について　生物多様性国家戦略から抜粋

地球上の生きものは、生命が誕生して以来様々な環境に適応して進化し3,000万種の生きものがいると言われています。これらのいのちは、食べる、食べられるなどの関係を持ち、それぞれが網の目のように様々な関係でつながり、長い年月をかけて現在の地球の姿を作り上げてきました。私たち人間も、地球という大きな生態系の一員であり、他の生きものとともに生きています。このことを「生物多様性」と言います。

この生物多様性には、下表のとおり３つのレベルの多様性と、４つの生態系サービスがあります。また、４つの危機が依然として進行しており、生物多様性の喪失に拍車をかけています。

3つのレベルの多様性		
生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
干潟、サンゴ礁、森林、河川、湿原、山岳、里地里山などいろいろなタイプの生態系があること。	いろいろな動物・植物や菌類、微生物などが生息・生育していること。日本には、既知のもので９万種、まだ知られていないものも含めると30万種を超えると推定されている。	同じ種であっても、遺伝子レベルでは違いがあること。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様が様々あること。

4つの生態系サービス			
供給サービス	調整サービス	文化的サービス	基盤サービス
食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を供給すること。	水質浄化や気候の調整、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制など。	精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、リクリエーションの場を提供すること。	栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給など。

4つの危機			
第１の危機	第２の危機	第３の危機	第４の危機
人間による開発や乱獲により、生息・生育地の減少や種の減少・絶滅をもたらすこと。	人間の活動により育まれた里地里山などの環境が、人口減少や高齢化による活力低下に伴い質が低下すること。	人間が近代的な生活を送るようになり、外来種の持ち込みや化学物質の使用による生態系のかく乱。	地球温暖化など地球環境の変化による影響。

基本目標４　環境保全

みんなが安全・安心・快適な環境で暮らせるまち

▶達成するための指標

施策群	指標 ［指標の根拠］	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
4-1	環境基準の類型指定河川のうち環境基準を達成していない河川数（BOD値） ［総合計画の指標：中目標］	河川	0 （令和５年度）	現状値と同じ （令和11年度）	生活環境
	環境保全協定の締結件数（累計） ［総合計画の指標：中目標］	件	167	185	生活環境
4-2	一斉清掃参加者数 ［実績値］	人	41,527	現状値と同じ	生活環境

▶関連する計画等

市の個別計画ではなく、直接法律に基づいて行っている事業については、法律名を記載しています。

・水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、
　廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第16条　投棄禁止［生活環境課］
・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（水質汚濁に関する規制）に基づく届出［生活環境課］
・一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例［生活環境課］

４-１　環境汚染（公害）の未然防止

〇法令に基づく指導、対策と苦情への対応

良好な生活環境を維持し、将来にわたり市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、公害の未然防止と環境保全に継続して取り組むことが重要です。

都市開発や生産活動などにより、ひとたび水質や大気などの環境汚染が発生すると、元の状態に回復するまでには長い時間を要します。このため、関係法令に基づき、化学物質等の適正な管理・使用について、国や県と連携して事業者への指導を行うとともに、公害苦情に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境の保全に努めます。

◇具体的な取組の例

・市道等の騒音・振動の測定
・事業者等との環境保全協定の締結

4-2　快適なまちづくり

○地域の美化活動や不法投棄対策

清潔で快適な生活環境を維持し、きれいで住みよいまちを実現するためには、市民一人ひとりが環境美化に関心を持ち、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

本市では、一関市公衆衛生組合連合会との共催により、毎年４月と10月の第３日曜日に、市内全域の公共場所（道路わき、公園、空き地など）を対象としたボランティア清掃活動を実施しています。

また、「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」に基づき、市職員による施設等周辺の清掃活動「きれいなまちをめざし隊」を実施するなど、環境美化意識の醸成に取り組んでいます。

一方で、人目につきにくい山間部や河川敷などでは不法投棄が依然として発生しており、地域の景観や生活環境への影響が懸念されています。このため、看板の設置による啓発活動をはじめ、パトロールや監視カメラの設置による監視を継続・強化し、不法投棄の抑止に努めます。

◇具体的な取組の例

・一斉清掃（春・秋）の実施

・公衆衛生組合による不法投棄パトロールの実施

4-3　放射性物質による汚染問題への対策

○放射性物質の監視・対策・情報提供の継続

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、市内では比較的高い空間放射線量が確認されました。このため、平成23（2011）年度から平成29（2017）年度まで「一関市除染実施計画」に基づく除染を実施し、市民の安全・安心の確保に努めてきました。

今後も、市民の安全・安心を確保するため、必要に応じて空間放射線量や食品等に含まれる放射性物質の測定を行い、その結果を分かりやすく情報提供します。また、一時保管している除去土壌については、地域住民の理解と協力を得ながら、国の基準及び「福島県外において発生した除去土壌の埋立てに係るガイドライン」等に基づき、安全性を確保した適正な埋立処分を順次進めます。

側溝土砂については、国に対して具体的な処理方針を示すよう引き続き要請します。

また、農林業系放射性物質汚染廃棄物については、一関地区広域行政組合等と連携し、適正かつ安全な処理を進めます。

さらに、農林畜産物については、国・県等の関係機関と連携して放射性物質の検査・監視を継続することにより、食の安全・安心の確保と風評被害の払拭に努めるとともに、原木しいたけの生産環境の改善や産地再生に向けた取組を支援します。

◇具体的な取組の例

・一時保管された除染土壌のモニタリング及び埋立処分の実施

基本目標５　環境教育

市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、行動できるまち

▶達成するための指標

施策群	指標 ［指標の根拠］	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
5-1	環境セミナー開催数 ［実績値］	回	1	現状値と同じ	生活環境
	自然観察会参加者数 ［自然観察会の各回定員数の合計値］	延人数	120	現状値と同じ	健康の森 （いきがいづくり）
	エコ体験教室参加者数 ［実績値］	人	8	30	生活環境
	１人当たりの公園・緑地の面積（暮らしやすさの状況の目安としての指標） ［総合計画の指標：中目標］	㎡	20.6	現状値と同じ	都市整備

▶関連する計画等

市の個別計画ではなく、直接法律に基づいて行っている事業については、法律名を記載しています。

・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律［生活環境課］
・一関健康の森条例［いきがいづくり課］
・都市公園法［都市整備課］

５-１　環境教育の推進

〇環境学習等の開催及び自然と接する機会の創出

地球温暖化対策や公害の防止、生物多様性の保全など、環境問題の解決と持続可能な社会の実現に向けては、行政だけではなく、市民、事業者、民間団体など、多様な主体が環境保全活動に取り組むことが重要です。

市では、環境保全活動への意欲を高め、環境保全に取り組むきっかけを提供するため、セミナーや体験教室、自然観察会などの環境教育を継続して開催し、学んだことを日常生活や地域での環境保全活動につなげる機会を創出します。

あわせて、公園等の身近な緑地を整備・保全し、市民が自然と触れ合う機会の創出を図ります。

◇具体的な取組の例

・健康の森での自然観察会の開催
・親子で参加するエコ体験教室の開催

5-2　環境に関する情報の発信

環境保全活動への関心や参加意欲を高めるため、市の広報やイベント等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく発信します。

◇具体的な取組の例

・環境学習・環境セミナーでの省エネ行動等環境に関するチラシ配布

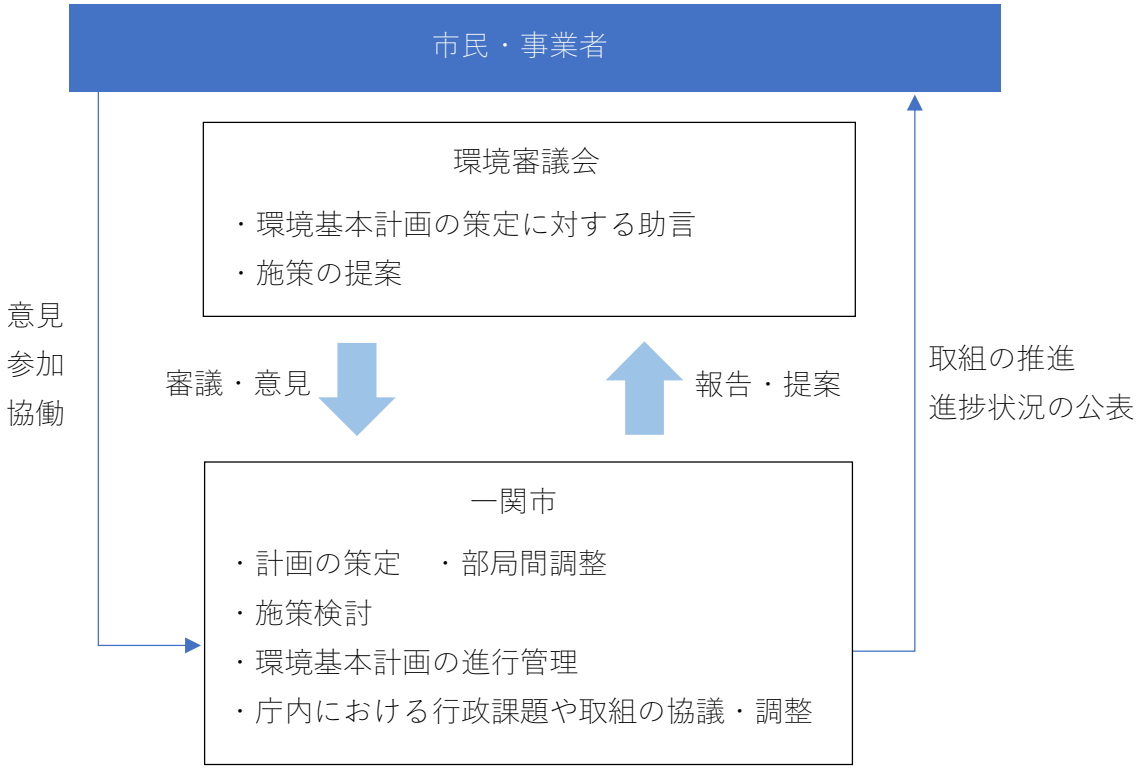
第４章　推進体制と進行管理

１　計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、市民・事業者・市及び関係機関等がそれぞれの役割に応じて主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働します。

計画の推進状況を点検・評価するため、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議する機関として、有識者、公共団体の関係者及び関係行政機関の職員等で構成する「一関市環境審議会」（以下「審議会」という）を設置します。

市は審議会に対して本計画の進行状況を報告し、審議会は進行状況を踏まえ、目標や施策の妥当性等について審議し、必要な改善・見直しについて市へ提言します。提言を受けた市は、本計画の見直しや推進の改善を行います。

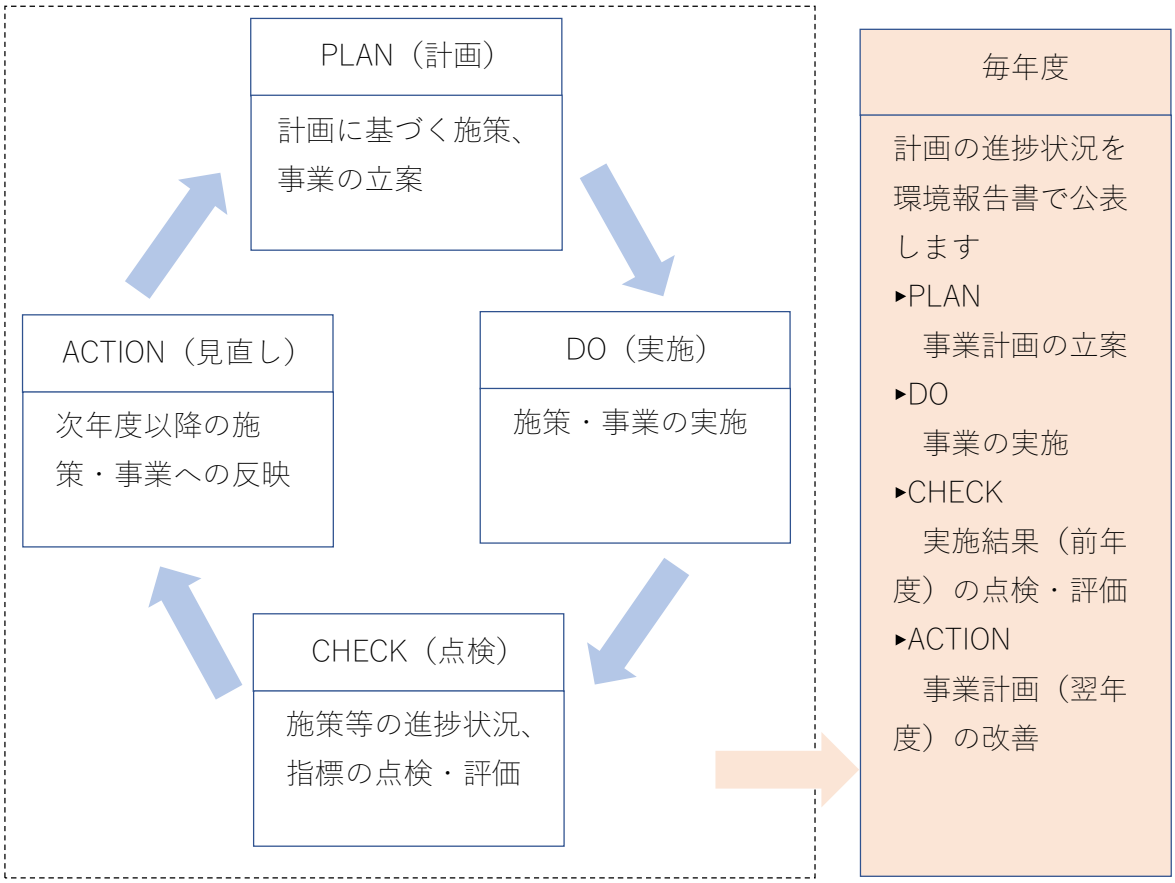


2　進行管理

○PDCAサイクルによる継続的な取組改善

本計画の推進においては、PDCAサイクルに基づき、施策の実施状況や目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行い、計画の進行管理を行い、継続的な改善を図ります。市は、毎年、環境の状況等及び市が準じた環境施策の実施状況等を取りまとめた環境報告書を作成し、公表します。

また、社会情勢や環境課題の変化、国・県の施策の動向、審議会からの提言等を踏まえ、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



○進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組の実施状況やその成果を測る指標を基本目標ごとに設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

具体的な指標の選定に際しては、一関市総合計画の評価指標に加え、国の環境基本計画等の指標および環境審議会における提案などを参考にしました。

また、後期の一関市総合計画の策定時には、その内容との整合を図り、本計画の指標及び目標値について必要な見直しを行います。

指標一覧

基本目標	施策群	指標	単位	現状値（令和６年度）	目標値（令和12年度）	担当課
1 地球温暖化対策	1-1	CO2排出量［総合計画の指標：大目標］	万t-CO_2	80.9（令和４年度）	63.7（令和10年度）	生活環境
		再生可能エネルギーの導入容量（累計）［総合計画の指標：中目標］	kW	172.65	197.264	生活環境
	1-2	燃料用木材の生産量［総合計画の指標：中目標］	BDt	77	150	林政推進
		Ｊ－クレジット発行量（累計）［Ｊ－クレジット制度プロジェクト計画書］	t-CO_2	3,801	26,000（令和13年度）	林政推進
2 資源循環	2-1	一般廃棄物のリサイクル率［総合計画の指標：中目標］	%	16.6	17.5	生活環境
		一般廃棄物の１人１日当たりのごみ総排出量［一般廃棄物処理実態調査］	g／日	809	802	生活環境
		ごみ分別教室開催数（累計）[実績値]	件	32	122	生活環境
	2-2	計画収集におけるプラスチック製容器包装の回収量［一般廃棄物処理実態調査］	t	419	現状値と同じ	生活環境
		長期優良住宅認定率[総合計画の指標：中目標]	%	31.6	33.4	都市整備
		一関清掃センターリサイクルプラザ再生品抽選販売数［実績値］	件	664	750	生活環境
3 自然共生	3-1	自治会等活動費総合補助金制度における「特定外来生物対策費」の活用自治会等の割合［「特定外来生物対策費」の活用実績値］	%	34.85	40.00	まちづくり推進
	3-2	市および民有林の間伐面積（累計）［一関市森林整備計画］	ha	281.67	12,250	林政推進
	3-3	有機農業取組面積［一関地方有機農業実施計画］	ha	12.42（令和５年度）	17.00（令和10年度）	生産流通
4 環境保全	4-1	環境基準の類型指定河川のうち環境基準を達成していない河川数（BOD値）［総合計画の指標：中目標］	河川	0（令和５年度）	現状値と同じ（令和11年度）	生活環境
		環境保全協定の締結件数（累計）［総合計画の指標：中目標］	件	167	185	生活環境
	4-2	一斉清掃参加者数［実績値］	人	41,527	現状値と同じ	生活環境
5 環境教育	5-1	環境セミナー開催数［実績値］	回	1	現状値と同じ	生活環境
		自然観察会参加者数［自然観察会の各回定員数の合計値］	延人数	120	現状値と同じ	健康の森（いきがい
		エコ体験教室参加者数［実績値］	人	8	30	生活環境
		１人当たりの公園・緑地の面積（暮らしやすさの状況の目安としての指標）［総合計画の指標：中目標］	㎡	20.6	現状値と同じ	都市整備

資料編

1　一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本方針等（第７条－第９条）
第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条－第21条）
第４章　環境審議会（第22条－第28条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

４　地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識

し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。

(2)　野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。

(3)　優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(4)　廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(5)　広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標

(2)　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3)　前２号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第9条　市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策に当たっての配慮）

第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境影響評価の促進）

第11条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（規制及び誘導措置）

第12条　市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2　市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（協定の締結）

第13条　市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

（公共的施設等の整備及び事業推進）

第14条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の推進）

第15条　市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化に関する意識の向上）

第 16 条　市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

（環境教育及び学習の振興）

第 17 条　市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第 18 条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第 19 条　市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査の実施・監視等の体制の整備）

第 20 条　市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2　市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境保全における相互協力）

第 21 条　市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2　市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章　環境審議会

（環境審議会）

第 22 条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 23 条　審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　知識経験を有する者

(2)　公共的団体等に属している者

(3)　関係行政機関の職員

(4)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第 24 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 25 条　審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選とする。

2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 26 条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第 27 条　審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

（委任）

第 28 条　第 22 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

2　計画策定の経緯

○一関市環境審議会委員名簿

任期　令和７年９月18日～令和９年９月17日（２年）

◎会長　○副会長

氏名	区分・役職名等	備考
◎　佐藤　和久	一関工業高等専門学校	
○　千葉　理恵	一関地球温暖化対策地域協議会　事務局長	
多門　真咲	岩手県環境アドバイザー	
藤原　智徳	県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター　環境衛生課長	令和８年３月31日まで
髙橋　直樹	県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター　技術主幹兼環境衛生課長	令和８年７月22日から
遠藤　章	一関商工会議所　業務課長	
佐藤　浩	花泉地域推薦（花泉地域公衆衛生組合連合会副会長）	
伊東　かおる	大東地域推薦	
吉田　恵子	千厩地域推薦	令和７年12月31日まで
佐藤　武一	千厩地域推薦	令和８年７月22日から
鈴木　初男	東山地域推薦（まちづくりスタッフバンク）	
北條　喜久男	室根地域推薦（室根地域公衆衛生組合連合会　会長）	
小野　正弘	川崎地域推薦（川崎地域公衆衛生組合連合会会長）	
小野寺　忠助	藤沢地域推薦（藤沢地域公衆衛生組合理事）	
沼倉　恵子	まちづくりスタッフバンク（一関市総合計画審議会委員）	

○環境審議会における審議経過

開催日		主な議題
令和８年	3月26日	諮問 一関市環境基本計画骨子案について
	7月22日	令和８年度版環境報告書（令和７年度実績）の素案について
	9月30日	一関市環境基本計画（案）について（１回目）
	11月16日	一関市環境基本計画（案）について（２回目）
令和９年		
	３月中	答申

3　環境に関する市民の意識

○一関市の環境に関する中学生アンケート

本計画の策定に当たり、未来を担う子どもたちの環境に対する意識や考えを把握するため、一関市立中学校の２年生を対象に、令和８（2026）年に環境に関するアンケートを実施しました。

▸結果

	回答人数	対象人数		
回答数	616	／770名	回答率	80.0%

Q1　環境（水、大気、自然、地球温暖化など）について関心がありますか

関心がある	95	15.4%
ある程度関心がある	310	50.3%
あまり関心がない	168	27.3%
全く関心がない	43	7.0%

Q2　一関市の環境に関する満足度はどのくらいですか

項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
空気のきれいさ	328	176	96	6	10
まちの静けさ	281	192	105	23	15
川や水辺のきれいさ	188	200	152	55	21
街路樹や公園などの身近な緑の多さ	305	177	94	24	16
自然の豊かさ	376	165	54	10	11
生き物と触れ合う機会の多さ	202	177	167	48	22
まちの清潔さ･ごみの少なさ	138	208	157	85	28
まちの景観の美しさ	223	198	148	31	16
	41.4%	30.3%	19.7%	5.7%	2.8%

Q3　日常生活において環境に配慮した行動を行っていますか

電気や水、ガスなどの節約を心がける	408	66.2%	1
近くへの移動は徒歩・自転車・公共交通機関を利用する	293	47.6%	5
ごみは資源回収できるものを分別して出す（紙、缶、びん、プラスチック、ペットボトル）	385	62.5%	3
買い物にマイバックを持参する	403	65.4%	2
値段の高低に関わらず必要なものを必要な分だけ買う	197	32.0%	7
エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買う	84	13.6%	11
食べ残しや作り過ぎに注意するなど、食品ロスの削減に努める	324	52.6%	4
食品を買う際は、地元産や旬のものを選ぶ	100	16.2%	10
庭やベランダなどで、木や草花、野菜を育てる	177	28.7%	8
公園や川、海や森、里山などで自然に親しむ	239	38.8%	6
環境に関する講座やイベントに参加する	53	8.6%	12
地域の清掃、資源回収、外来生物の駆除などの活動に参加する	108	17.5%	9
その他	7	1.1%	13

※パーセンテージは回答者数に対する選択率

＜その他＞
自主的なごみ拾い／吸い川をきれいにした／ない

Q4　次の環境学習のうち興味のあるものは何ですか

自然体験や生き物の野外観察	335	54.4%	2
科学実験やものづくり体験	324	52.6%	3
映画やDVD鑑賞	353	57.3%	1
身近な環境問題について自分で調査・研究すること	87	14.1%	5
清掃工場や発電所などの施設見学	137	22.2%	4
専門家から環境に関する最新情報を聞くなどの講座	44	7.1%	6
その他	4	0.6%	7

※パーセンテージは回答者数に対する選択率

＜その他＞
ない

Q5　あなたの残したいと思う一関市の自然があれば教えてください（思い出に残っている風景や自然体験など）

下記のとおり、”厳美渓・猊鼻渓””森林””川”の回答が多く見られ、各地域の山や川の風景も残していきたいとの声があった。

残したいと思う一関市の自然が「ない」という回答や「無回答」もあり、当たり前の風景・自然への気づきが必要である。

川	39	14.0%	3
山	25	9.0%	5
森林　＊木を含む	43	15.4%	2
公園	8	2.9%	7
自然　＊緑、花を含む	37	13.3%	4
空気	5	1.8%	8
生き物	9	3.2%	6
田畑	2	0.7%	9
厳美渓、猊鼻渓	59	21.1%	1
ない	33	11.8%	5
無回答	337	43.8%	1’

○生物多様性に関するアンケート

「一関市生物多様性地域戦略」の策定に当たり、市民の生物多様性に対する意識や考えを把握するため、令和７（2025）年12月13日に開催した生物多様性セミナー参加者を対象にアンケートを実施しました。

▸結果

Q1　あなたの年代を教えてください

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
2	0	4	2	5	12	13	38
5.3%	0.0%	10.5%	5.3%	13.2%	31.6%	34.2%	

Q2　あなたの性別を教えてください

男性	女性	無回答	合計
22	15	1	38

Q3　あなたは自然についてどの程度関心がありますか

非常に関心がある	26	68.4%
ある程度関心がある	11	28.9%
あまり関心がない	1	2.6%
まったく関心がない	0	0.0%
合計	38	

Q4　私たちの生活にとって、どのような自然の働きが重要だと考えますか

魚やキノコなどの食料を供給する働き	20	52.6%	5
紙、木材、肥料などの原材料を供給する働き	18	47.4%	6
薬の開発や品種改良の基となる生物の遺伝情報を供給する働き	13	34.2%	7
CO2や大気汚染物質の吸収などの大気や気候を調整する働き	34	89.5%	1
水資源の供給・水質浄化の働き	28	73.7%	3
肥沃な土壌を形成し、土地を維持する働き	22	57.9%	4
動物・植物などの生き物の生息・生育地としての働き	30	78.9%	2
レクリエーション・観光の場を提供する働き	8	21.1%	8
芸術の題材や山岳信仰のよりどころとなるなどの、文化的、精神的な働き	8	21.1%	8
その他	2	5.3%	10

※パーセンテージは回答者数に対する選択率

＜その他＞

・土地がいきできる様、地面をアスファルトやコンクリートで面をふさがないでほしい。

・とにかく、人間の生活全ては自然からの賜物と思っています

Q5 「生物多様性」の言葉の意味を知っていましたか

地球上には何百万種類もの生物が存在し、これらの生き物が、例えば食べる・食べられるなど、お互いを利用し、支えあうといった繋がりの中で生きていることを「生物多様性」と呼びます。

言葉の意味を知っていた	28	73.7%
意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった	7	18.4%
聞いたこともなかった	3	7.9%
合計	38	

Q6 生物多様性の危機を招く要因について、どのようなことに関心がありますか

開発による野生生物の生息・生育地の破壊	30	78.9%	4
行き過ぎた捕獲や採取による野生生物の減少	17	44.7%	7
里山など、人との関わりによって成り立っていた身近な自然の放棄による荒廃	32	84.2%	2
シカやイノシシなど一部の野生生物が増えすぎたことによる、森林の荒廃など	21	55.3%	5
その土地に生息・生育していた生物が、人間の活動によって持ち込まれた、本来その土地にいなかった生物に食べられたり、生息・生育地を奪われたりすること	36	94.7%	1
野外に放出された化学物質や廃棄物などによる野生生物への悪影響	18	47.4%	6
地球温暖化・気候変動による生物の生息・生育地の減少や喪失	31	81.6%	3
その他	1	2.6%	8

＜その他＞
・耕作放棄地他による特定外来植物の増加、殆んど野放し状態

Q7 生物多様性の保全に貢献する行動として既に取り組んでいることはありますか

生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう	24	63.2%	1
野外活動への参加や動物・植物園に行くことを通じて、自然や生物について学ぶ	7	18.4%	5
自然の素晴らしさや季節の移ろいに対する感動を、写真や絵などで伝える	5	13.2%	7
清掃活動や外来生物の駆除などの活動に参加する	18	47.4%	2
エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買う	14	36.8%	4
生物多様性についての環境教育・学習セミナーなどに参加する	17	44.7%	3
その他	4	10.5%	8
取り組みたい行動はあるが、行動に移せていない	7	18.4%	5
取り組みたいとは思わない	1	2.6%	9

＜その他＞
・クラウドファンディングや募金への参加

Q8　生物多様性の保全に貢献する行動に、支障があると感じることは何ですか

体力や時間がないこと	15	39.5%	1
費用がかかること	15	39.5%	1
周りにそのような活動を行っている人がおらず、自分だけが行動しても意味がないと感じること	9	23.7%	4
何をしたらよいか、よくわからないこと	14	36.8%	3
生物多様性、自然や生き物に興味がないこと	2	5.3%	8
生物多様性の危機は、自分には関係ないと感じること	3	7.9%	7
その他	5	13.2%	6
行動に支障があることはない	8	21.1%	5

＜その他＞
・取組たくても機会が少ない。セイタカアワダチソウをみんなで駆除したい！
・年齢
・誰もが自分のできることを少しずつやればよいと考えているから
・自分のできることをジミにやってゆくつもり

Q9　あなたが残したいと思う一関市の自然があれば教えてください

下記のとおり、「里山」「山林」のキーワードが多く見られた。磐井川など各地域の川の風景も残していきたいとの声があった。

里山（山間部、骨寺地区）の景観・保全	10	26.3%
山林（蘭梅山、室根山、東稲山など）の景観・整備	7	18.4%

一関市環境基本計画
2027-2036

令和９（2027）年３月　発行
発行・編集　一関市生活環境課
〒021-8501
一関市竹山町７番２号
TEL　0191-21-2111
https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/